

## 平成 28 年度地下水の水質測定計画（案）の変更点

### 1 調査の考え方等

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査方法の基本的な考え方に変更なし。

### 2 測定地点、測定項目、測定回数の変更

#### (1) 概況調査

・測定地点数： 78 地点

定点方式	1 地点（変更なし）
ローリング方式	77 地点（3 地点増：変更点は表 1、図 1 のとおり）

・測定項目

定点方式：一般項目 6 項目、地点ごとに定める項目

ローリング方式：一般項目 6 項目、健康項目 28 項目

・測定回数：各測定地点において年 1 回以上（変更なし）

（平成 28 年度地下水質測定計画（案）（以下、「平成 28 年度計画案」という。）抜粋）

#### (1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

利水的に重要な地域等において重点的に調査を行う定点方式と、地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

必要に応じて実施（変更なし）

（平成 28 年度計画案 抜粋）

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があるると判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

#### (3) 継続監視調査

・測定地区数、地点数： 111 地区 138 地点（変更なし）

・測定項目：一般項目 6 項目、地点ごとに定める項目（変更点は表 2、表 3 のとおり）

・測定回数：各測定地点において年 1 回以上（変更なし）

（平成 28 年度計画案 抜粋）

#### (3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

### 3 その他の変更

#### (1) 継続監視調査終了の要件を満たす可能性のある地点に関する記載

継続監視調査終了の要件を満たす可能性のある地点について、以下のとおり平成 28 年度計画案本文及び別表の修正を行う。

平成 27 年度計画	平成 28 年度計画案
<p>p. 47 別表 2-4 (3)測定地点一覧表（継続監視調査）注釈 6 つ目のみに記載。</p> <p>「T-110、T-147、T-164、T-180 については、平成 26 年度に継続監視を終了するための調査を実施中であり、その結果、終了の基準を満足すれば継続監視調査を終了する」</p>	<p>計画地点数に関わる事項であることから、別表 2-4 の注釈に加え、本文及び別表 2-1 にも追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 35 本文           <ul style="list-style-type: none"> <li>3 測定地点及び測定機関</li> </ul> </li> <li>(2)継続監視調査 138 地点           <p>「(前年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある 4 地点を含む。)」を追記</p> </li> <li>・ p. 41 別表 2-1 測定地点数及び測定機関総括表           <p>欄外に「( ) 内は内数であり、前年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある地点数である。」を追記</p> </li> <li>・ p. 47 別表 2-4 (3)測定地点一覧表（継続監視調査）注釈 6 つ目           <p>「T-17、T-34、T-51、T-166 については、平成 27 年度に継続監視を終了するための調査を実施中であり、その結果、終了の基準を満足すれば継続監視調査を終了する」</p> </li> </ul>

#### (2) その他（測定方法及び地点一覧表の表現の適正化等）

(例)「別表 2-5 測定方法、環境基準値等一覧表」の備考において、JIS の記載を統一する。

変更箇所はすべて、資料 3 測定計画（案）に網掛けで示している。

表 1 概況調査（ローリング方式）における測定地点数の変更一覧

測定機関	変更理由
大阪府	未調査のメッシュを優先的に把握することにより、地下水汚染の早期発見・未然防止に努める。 平成 28 年度は 23 地点（前年度から 3 地点減）とする（図 1）。
吹田市	地下水常時監視の強化に伴い、平成 28 年度は 10 地点（前年度から 5 地点増）とする。

※東大阪市については、平成 28 年度の割り当て地点数が 6 地点（前年度から 1 地点増）となる。

図 1 大阪府内における概況調査（ローリング方式）の実施状況

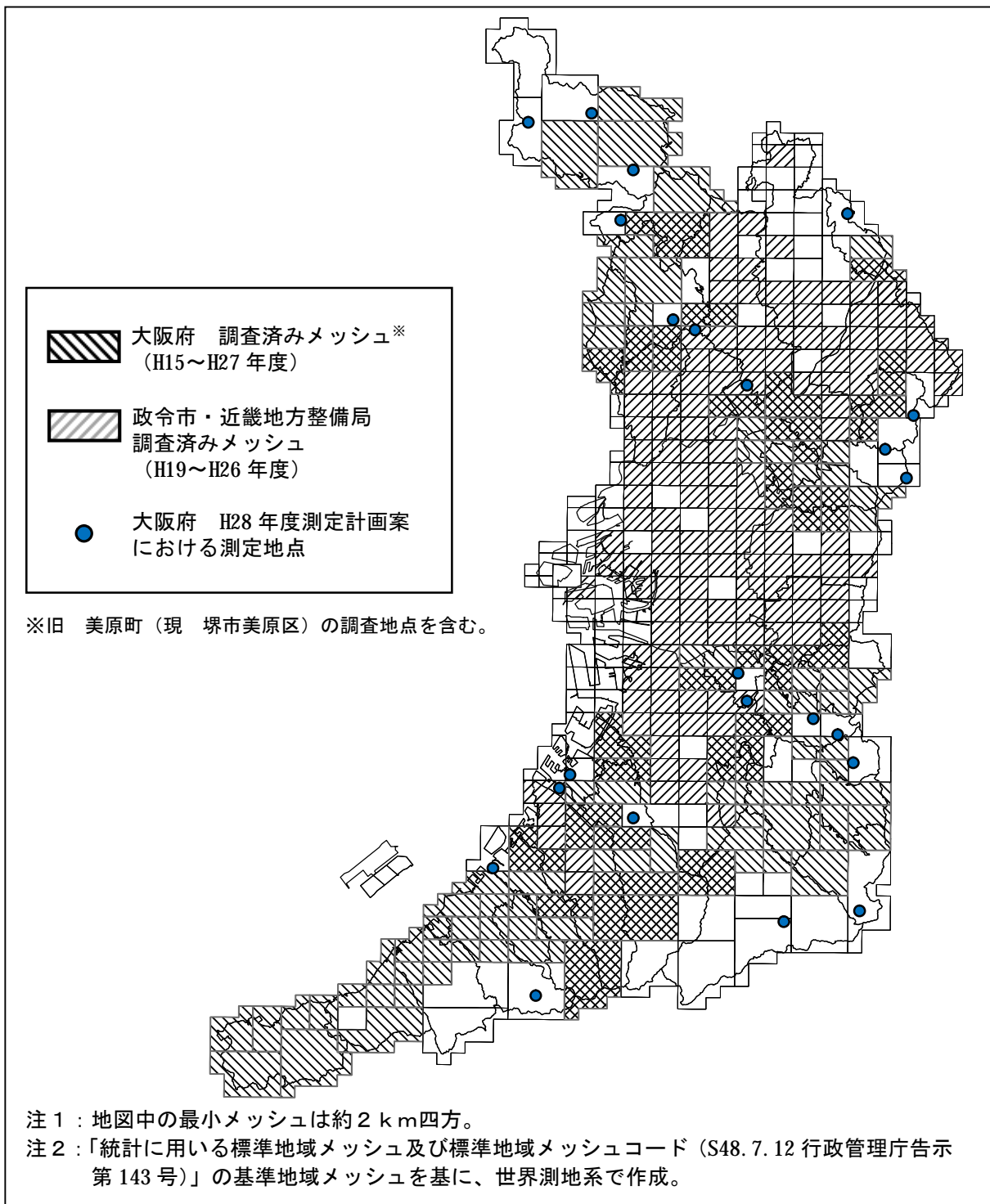


表2 継続監視調査における各項目の測定地区数、地点数

測定項目	測定地区数			測定地点数		
	H27	H28案	増減	H27	H28案	増減
VOC	62	60	▲2	85	83	▲2
全シアン	1	1	0	1	1	0
鉛	8	8	0	8	8	0
砒素	17	18	1	17	18	1
総水銀	4	4	0	4	4	0
アルキル水銀	4	4	0	4	4	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	24	23	▲1	26	25	▲1
ふっ素	15	14	▲1	16	15	▲1
ほう素	4	5	1	4	5	1
1,4-ジオキサン	1	1	0	1	1	0
全体(実数)	111	111	0	138	138	0

※ 平成27年度の継続監視終了調査の結果により終了するかどうか判断する地点については、測定を継続するものとして計算。  
 ※ 数年に一度継続監視調査を行う地点で、H28年度測定しないものは、測定地点数としてカウントしない。  
 ※ ▲は減少を示す。

表3 継続監視調査における測定項目の変更地点一覧

変更内容	岡中地区番号	地区内番号	所在地		測定項目の増減	変更理由	測定機関	備考
			市町村	地区名				
新規	T-209	-	堺市	西区上	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成27年度の概況調査により汚染が判明。汚染井戸周辺地区調査で汚染を確認。	堺市	
ローリング調査へ移行	T-199	-	堺市	西区家原寺町	砒素	平成24年度から測定しているが、濃度変動が小さいため、3年に1回継続監視を行う。飲用指導は実施済み。	堺市	
終了	T-110	-	豊中市	蛍池中町	▲VOC、 ▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 ▲ふっ素	平成26年度の継続監視終了調査により、調査終了の要件を満たしていることを確認。	豊中市	
	T-147	-	泉佐野市	湊	▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成26年度の継続監視終了調査により、調査終了の要件を満たしていることを確認。	大阪府	
	T-164	1	和泉市	三林町	▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成26年度の継続監視終了調査により、調査終了の要件を満たしていることを確認。	大阪府	
	T-180	-	羽曳野市	恵我之荘	▲VOC	平成26年度の継続監視終了調査により、調査終了の要件を満たしていることを確認。	大阪府	
終了予定	T-17	-	羽曳野市	はびきの	▲鉛	平成27年度の継続監視終了調査を実施中であり、調査終了の要件を満足すれば終了する。	大阪府	
	T-34	-	池田市	栄町	▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成27年度の継続監視終了調査を実施中であり、調査終了の要件を満足すれば終了する。	大阪府	
	T-51	-	藤井寺市	沢田	▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成27年度の継続監視終了調査を実施中であり、調査終了の要件を満足すれば終了する。	大阪府	
	T-166	-	大阪狭山市	茱萸木	▲硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成27年度の継続監視終了調査を実施中であり、調査終了の要件を満足すれば終了する。	大阪府	
休止	T-187	-	高槻市	緑町	▲砒素	井戸所有者から採水の拒否。現在のところ代替井戸がないため休止する。	高槻市	
既存のローリング調査による増減	T-32	-	高槻市	東上牧	砒素	5年に1度、継続監視調査を実施する地点であり、平成28年度は測定を実施する。	高槻市	
	T-71	1	高槻市	阿武野	砒素	5年に1度、継続監視調査を実施する地点であり、平成28年度は測定を実施する。	高槻市	
	T-71	2	高槻市	阿武野	ほう素	5年に1度、継続監視調査を実施する地点であり、平成28年度は測定を実施する。	高槻市	
	T-154	-	枚方市	茄子作北町	総水銀、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4年に1度、継続監視調査を実施する地点であり、平成28年度は測定を実施する。	枚方市	

※ \* : 継続監視調査を終了する場合には、原則として測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。  
 ※ ▲は減少を示す。